

平成31年度 調布市立八雲台小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止対策に関する法令等

- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- 調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童像

- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にできる児童
- お互いを認め合い、支えあい、助け合う仲間づくりができる児童
- 好ましい人間関係を築き、いじめが起こらない学級・学校づくりができる児童

○目標策定の方針

児童の実態

- *友達と進んでかかわり合いながら活動を進めることができる。
- *コミュニケーション経験の不足から自分の意見をはっきりと伝えることができなかつたり、受け止めることができなかつたりする子どもがいる。

保護者・地域の願い

- *学校が楽しいと思える児童を育成してほしい。
- *互いに助け合い、よりよい人間関係を築ける学校であってほしい。
- *いじめや差別のない学校であってほしい。

学校評議員や学校関係者委員会からの意見

いじめ防止等に関する学校の目標

○「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。○いじめられている児童を徹底して守り通す。○「いじめはどこにでも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、学校・家庭・地域社会との連携を推進する。○児童が発する変化の兆候を積極的に受け止める取組を実施する。○学校いじめ防止基本方針に基づく取組をPDCAサイクルの手法を用いて検証し、改善すべき点を常に明確にしておき、実効性のあるものとする。

○教職員の指導力の向上

- 生活指導部が主催するいじめの未然防止のための資料を活用した研修会を年3回実施する。

○学校の組織的対応

- 管理職+必置四主任+各学年主任：いじめ防止対策委員会（運営委員会）を設置し、学期始め及び学期終わりに検討会議を設定する。
- ふれあい月間を活用し、アンケートを実施して、子供一人一人の状況を把握し、いじめの実態を把握する。

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

○管理職+教務主任+生活指導主任+保健主任+各学年主任：いじめ防止対策委員会（運営委員会）を設置し、学期始め及び学期終わりに検討会議を設定する。（実際に対応する場合：校長・副校長・主幹・生活指導主任・担任・スクールカウンセラー・養護教諭）

○教員は、児童の自己実現が図られるよう、日々の授業の充実を図る。○児童の思いやりの心を育む道徳教育の充実を図る。

○ふれあい月間及び人権週間等において児童会等が主体となっていじめ防止の啓発活動を行う。

○開かれた学校づくりの推進、地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開やPTA 活動等を充実させる。

○インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、SNS の利用の仕方のルール（SNS 学校ルール）を作成し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。また、保護者と緊密に連携・協力し、家庭及び学校の双方で指導を行う。○副校長を担当者とした「いじめ相談窓口」を開設する。児童・保護者・地域へは、本校ホームページや学校便りにて周知する。

【早期発見】

○ふれあい月間を活用し、アンケート調査を行い、学級・学年の実態を調査する。○第5学年全員、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。○教職員全員で児童の様子をよく観察することでわずかな変化も見逃さず、小さなうちにいじめの芽をつむようにする。

○スクールカウンセラーとの連携

- 児童の実態及び友人関係情報の共有化。5年生との全員面接の実施。
- 相談に対して学級や学年での個人へのアプローチやケアの検討。

○保護者・地域との連携

- 保護者との連絡帳や電話、面談等での情報収集。
- PTA 等との連絡・情報の収集と連携。

具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

<p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する 個々に聞き取りを行う。 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 	<p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の設置。 管理職+必置四主任+各学年主任：問題対策委員会にて以下5点の方針を決定。 指導のねらいを明確にする。 すべての教職員の共通理解を図る。 対応する教職員の役割分担を考える。 教育委員会、関係機関との連携を図る。 いじめられた児童を徹底して守り、見守る体制を整備する。（登下校時・休み時間・清掃時間・放課後等） 	<p>③ <被害児童の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。 いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。 本人の活躍を認め励ますことによって、自信をもたせる。 <p><加害児童の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> 毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせる。 いじめていることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかということ気付かせる。 いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。 よい行いを積極的に見つけてほめる。
--	--	--

* 重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。

②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施

③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討

④警察や児相等との連携

⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

●「八雲台小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

学校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任、その他校長が必要と認めるものから構成

●関係諸機関との連携

連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	[各学年、教科全般に渡っていじめを未然に防ぐための取組を年間を通して実施する]									「いのちと心の教育」 月間		
生活指導	問題対策委員会→ いじめ相談窓口→	ふれあい月間 あいさつ運動		いじめ研修会				ふれあい月間 あいさつ運動			ふれあい月間	
学校行事	入学式 始業式	運動会		始業式 2・4年合同遠足			17717	展覧会	道徳地区公開講座	始業式		なわとび大会 卒業式
特別活動	集団生活のルール たてわり活動・特支交流→					募金活動	17717	展覧会	人権週間			6年生を送る会
道徳		信頼・友情 思いやり						個性伸長	生命尊重			
家庭・地域	保護者会（学校説明会）	自転車安全教室	夏祭り				地域運動会		地域懇談会			さくら祭り

